

横浜市とタイ港湾庁間で締結したパートナーシップに関する覚書に基づき、 タイ港湾庁でワークショップを開催しました！

横浜市は、タイ港湾庁※1との間で、平成 26 年 4 月にパートナーシップ連携に関する覚書を、平成 27 年 1 月には具体的な取組に関して基本合意書を締結しています。当該覚書及び基本合意書では特定の分野における情報交換や相互協力について確認しており、これまでも両港での研修やセミナーなどを通じて交流を深めてきました。

このたび、タイ港湾庁に横浜市港湾局の職員を 3 名派遣し、「横浜港の 21 世紀に向けた取組」と題して、人材育成や港湾技術の分野でワークショップを開催しました。

ワークショップ「横浜港の 21 世紀に向けた取組」

"Yokohama Port Challenges for the 21st Century"

日 時：平成 29 年 8 月 17 日（木）、18 日（金）

内 容：国際コンテナ戦略港湾の推進（集貨・創貨・競争力強化施策）、港の再開発、人材開発をテーマに講義と質疑、課題に対する意見交換を行う

場 所：タイ港湾庁(444 Tarua Road, Klongtoey, Bangkok, 10110, Thailand)

参加者：タイ港湾庁職員 51 名

今回のワークショップでは、横浜市・横浜港の事例を題材に、タイ港湾庁職員と横浜市港湾局職員がディスカッションを通じて互いの港の発展に向けた施策検討を行いました。

【ワークショップ要旨】

1 横浜港概要（8 月 17 日午前）

横浜港の歴史や状況、管理運営手法等、議論に必要な前提条件について説明を行いました。

2 人材育成（8 月 17 日午後）

横浜市の人事制度の概要や人材育成の考え方を説明しました。

3 横浜港の新たな取り組み（8 月 17 日午後、8 月 18 日午前）

国際コンテナ戦略港湾政策を中心に、横浜港の推進する新たな取組について説明しました。特に、タイ港湾庁が新たに支援を検討している内航フィーダーや物流倉庫の集積については、大きな関心が寄せられました。

4 ワークショップ・セッション（8 月 18 日午後）

「人材育成」「内航船を活用した新規事業」「バンコク港の将来計画」の 3 つのテーマに分かれ、タイ港湾庁職員がワークショップ形式のディスカッションを行い、横浜市港湾局職員がそれぞれコメンテーターとして参加しました。



(参考)横浜市とタイ港湾庁によるパートナーシップに関する覚書及び基本合意書について

2014年4月22日に締結した「横浜市とタイ港湾庁によるパートナーシップに関する覚書」では、以下の内容について確認しています。

- 1 両者発展のための情報交換
 - (1) 港湾経営に関すること
 - (2) 海運動向に関すること
 - (3) 国際貿易に関すること
 - (4) IT化に関すること
 - (5) 技術や環境対策に関すること
- 2 ポートセールスに係る相互支援

また、覚書の実行に関する2015年1月に締結した基本合意書では、以下の内容について確認しています。

- 1 両者は、書類や情報の提供、人材の交流を通じ相互支援する。
 - (1) 人材育成
 - (2) 技術交流
 - (3) 情報交換
- 2 両者は、潜在的な地元のパートナーや顧客との連携を促進することにより、地域の市場開拓を相互に支援する。
 - (1) セミナー
 - (2) プロモーション

※下線部分は連携が進んでいる分野。

経過

- 26年4月 タイ港湾庁と横浜市がパートナーシップに関する覚書に調印
- 27年1月 覚書に基づき、タイ港湾庁と横浜市港湾局が具体的活動について基本合意書に調印
タイ港湾庁において、タイ-日本の港セミナーを開催
- 28年11月 タイ港湾庁が横浜港を訪問、港湾局が研修実施（CFS機能強化、物流効率化等）
- 28年10月 横浜港埠頭株式会社が代表事業者として提案した、タイ港湾庁と横浜市のパートナーシップ連携に基づく「タイ国におけるJCMを活用した港湾の低炭素・スマート化支援調査事業」が、環境省「平成28年度低炭素社会実現のための都市間連携に基づくJCM案件形成可能性調査事業委託業務」に採択され、調査を実施。（～29年3月）
- 29年2月 タイ港湾庁が横浜港を訪問、港湾局が研修実施（人材育成、人事制度等）
- 4月 低炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務（平成29年度）採択
- 7月 タイ港湾庁が「タイ国における港湾の低炭素・スマート化支援調査事業」の一環で、環境省主催都市間連携ワークショップへの参加に伴い来浜

※1 タイ港湾庁（Port Authority of Thailand, PAT）とは

タイ王国の主要港であるレムチャバン港、バンコク港及び地方港を管轄している機関。運輸省管轄の組織であり、かつ港湾管理者であるとともにターミナル運営者でもある。CO₂排出量削減目標を含めた“Green Port Project”（5か年計画）のもと、低炭素化の取組による環境に配慮した港湾運営を進めています。

お問合せ先

港湾局賑わい振興課長

有路 益義 Tel 045-671-2874